

御蔵島村地域防災計画（令和7年度修正）パブリックコメント実施結果

編・項目	頁	パブリックコメントご意見・ご提案	村の考え方
<b>本編</b>			
第1部 第2章 第3節	8	日本郵便株式会社について 「郵便貯金」や「簡易保険」は過去事業であり、残務としては対応するがメイン事業ではないです。名称を他市町村等と合わせて更新いただきたいです。	ご指摘を受け、下記のとおり、（５）、（６）を削除します。 1. 郵便、郵便貯金及び簡易保険の各事業の進行管理並びにこれら施設等の保全に関する事 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 （１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （２）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （３）被災者あて救助用郵便物の料金免除 （４）被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 <del>（５）郵便貯金業務の非常取り扱い</del> <del>（６）簡易保険業務の非常取り扱い</del>
第2部 第2章 第2節	34	消防体制について 開発中の森山ヶ下地区に防火水槽を新設する旨を記載することが、国や都からの補助金交付の条件になる可能性があります。検討いただきたいです。	ご指摘を受け、下記のとおり追記を行います。 第2 対策の方向 消防関係施設については、一定水準の規模が確保されている。（略） また、少人数でもただちに消火活動に入ることができるよう、消火栓及びホース格納庫の増設を図るほか、村営住宅等各公共施設に消火器を順次配置し、初期消火体制の構築に努める。 <b>その他、村営住宅等を新規に建設する場合は、併せて防火水槽の新設についても検討する。</b> また、航空燃料火災を想定した消火剤・設備の整備を検討する。 また、海岸地域の塩害等を考慮して、定期的点検等設置後の維持管理を適切に行うものとする。
第2部 第6章 第1節	42	避難行動要支援者について 対象を60歳以上としている点の根拠をお示しく下さい。 自治体ごとに設定可能かとは思いますが、記載の指針や多くの自治体では、65歳をひと区切りとしていると思います。対象年齢を広げることで管理量が増えます。無駄を省くためにも再検討をお願いしたいです。	個別避難計画について、対象を60歳としているのは、個別避難計画を新規に作成するのではなく、村で既に整備している避難行動要支援者名簿（対象年齢60歳以上）をそのまま活用するためとなります。 60歳以上とすることで、対象人数は多いものとなりますが、村民を手厚く確認できるようになると考えております。
第3部 第4章 第2節	81	警報発令時の交通規制について 大雨警報時の交通規制の区分と内容について、疑義があります。都度判断するのも根拠が必要です。機械的に判断できる基準となるよう村の実情に合わせた区分設定をお願いいたします。	大雨警報時の通行規制については、時間雨量の多少によって4区分に分類し、判断の基準としております。
第3部 第8章 第1節	100	民間協力会社について 東海汽船株式会社との協力について記載がありますが、有事の際に動けるかは別として、東邦航空についても協力関係の事前協議を記載いただきたいです。	東邦航空（株）については災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の東京都知事が指定する指定地方公共機関ではないため、災害時に住民の保護や生活の安定に寄与する業務を実施する義務を負いませんが（東海汽船（株）は指定地方公共機関）、ご指摘のとおり事前協議は必要と考えますので、下記のとおり記載を追加します。 2 民間東海汽船株式会社との協力 東海汽船（株）は、災害時の観光客等の把握、島外への避難等において、村の行う安全確保対策に協力するものとする。 <b>また、村（総務課）はヘリコムータ運航会社等との災害時協力について事前協議を推進する。</b>